



平成 29 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 英 和 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 阿 部 健 治
(コード番号 9857 東証第二部)
本 社 所 在 地 大 阪 市 西 区 北 堀 江 4 丁 目 1 番 7 号
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 佃 雅 夫
管理本部長
(電話 06-6539-4801)

役員退職慰労金制度の廃止および取締役の報酬額改定に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 14 日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議いたしました。また、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給をすることおよび取締役の報酬額改定を平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 70 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止について

(1) 役員退職慰労金制度廃止の理由

役員報酬制度の見直しを行った結果、在任期間による後払い的要素の強い役員退職慰労金制度を廃止し、企業業績・成果との連動性をより高めた役員報酬体系への移行を図るものです。

(2) 制度廃止日

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 70 回定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。

(3) 制度廃止に伴う打ち切り支給について

本制度の廃止に伴い、廃止日までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打ち切り支給することとし、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 70 回定時株主総会において承認を得たうえで、各役員それぞれの退任もしくは辞任時に支給する予定です。

(4) 業績に与える影響

所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しているため、本制度の廃止に伴う業績への影響はありません。

2. 取締役の報酬額の改定について

取締役の報酬額は、平成 18 年 6 月 23 日開催の第 59 回定時株主総会において年額 160 百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、今般の役員報酬制度の見直しを踏まえ、その後の経済情勢の変化等、諸般の事情も考慮して、年額 220 百万円以内に改定する議案を第 70 回定時株主総会に付議いたします。

以 上